公示送達

鹿島臨海都市計画事業鹿島神宮駅周辺北土地区画整理事業に関する書類の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条の規定による鹿島臨海都市計画事業鹿島神宮駅周辺北土地区画整理事業の下記１の者に対する清算金確定通知は、送付すべき場所を確知することができなかったので（または送付したが受領を拒まれたので）、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記２のとおり公告する。

平成22年９月15日

鹿島臨海都市計画事業
鹿島神宮駅周辺北土地区画整理事業
施行者　鹿嶋市
代表者　鹿嶋市長　内田　俊郎

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(1)　鹿嶋市大字小宮作813番地
櫻井　政廣

(2)　鹿嶋市大字宮中（大町）
栗林　常善

(3)　東京都新宿区新宿２丁目13番６号
光亜ビル901
王　月嬌

(4)　東京都渋谷区神泉町13番17号
林　美惠

(5)　東京都世田谷区玉川三丁目13番５号
中高層ビル有限会社

(6)　神奈川県平塚市真田629番地
株式会社川原工務店

２　通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条の規定により、鹿島臨海都市計画事業鹿島神宮駅周辺北土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有地、借地に対する清算金は、同法第111条の規定により相殺した後の徴収若しくは交付すべき金額又は供託すべき金額は、別紙のとおりとなりましたので通知します。

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に鹿嶋市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に鹿嶋市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙は掲載を省略し、それらを平成22年９月15日から平成22年９月25日までの間、茨城県鹿嶋市宮下４丁目111番地において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

北海道中川郡池田町字昭栄一九八
有限会社マイファーム
清算人　川瀬　義隆

解散公告

当社は、平成二十二年八月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

秋田県能代市中和一丁目八番一〇号
有限会社こんぱ・はかまた
清算人　袴田　正見

解散公告

当社は、平成二十二年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

秋田県秋田市仁井田目長田一丁目一四番四〇号
有限会社東北フレッシュフーズ
清算人　伊藤　喜一

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

福島県郡山市喜久田町字上尾池五一番地の一一九
有限会社二光自動車整備工場
清算人　佐藤　哲由

解散公告

当社は、平成二十二年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

福島県南会津郡只見町大字長浜字柄沢一八二二番地一一
株式会社Ｒ二八九
代表清算人　河原　慶倫

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

福島県いわき市小川町上小川字根本四五番地の一
株式会社日本元気研究所
代表清算人　外山　善和

解散公告

当社は、平成二十二年七月二十三日開催の株主総会の決議により、平成二十二年七月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

千葉県市川市妙典二丁目一六番一一号
古市事務所有限会社
清算人　古市　志麻

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

東京都世田谷区松原五丁目五八番五号
有限会社児玉事務所
清算人　児玉　佳樹

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル二九階
株式会社アタゴ・インターナショナル
代表清算人　小杉　晃

解散公告

当社は、平成二十二年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

東京都品川区南大井三丁目二番八号
有限会社ネクスト
清算人　沼野　光雄

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月十五日

東京都豊島区池袋二丁目六八番一〇号
仁興有限会社
清算人　落合　容子